平成３０年（フ）第５１号
北海道苫小牧市木場町３丁目13番６号　土井下宿
債務者　大上　克男
1　決定年月日時　平成30年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第５４号
北海道苫小牧市桜木町２丁目14番19号　ジェーハイツ桜木５　107号
債務者　松並　成美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成30年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第９号
宮城県気仙沼市田谷10番地９　加藤アパート６号
債務者　大家谷清志
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで　仙台地方裁判所気仙沼支部

平成３０年（フ）第２２号
群馬県桐生市川内町２丁目187番地の３
債務者　今泉　正隆
1　決定年月日時　平成30年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成３０年（フ）第２９号
長野県佐久市新子田1896番地１　伊勢林団地Ａ４―206
債務者　田村　美香（旧姓猿渡）
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで　長野地方裁判所佐久支部

平成３０年（フ）第３０号
長野県佐久市三河田519番地　白山市営Ｄ―15
債務者　小宮山昌子
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで　長野地方裁判所佐久支部

平成３０年（フ）第３１６号
神戸市長田区五位ノ池町２丁目１番７―304号
債務者　田原　博樹
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２８号
鳥取県鳥取市吉岡温泉町327番地、旧住所東京都墨田区東駒形３丁目５番11―801号
債務者　浅井　祐二
1　決定年月日時　平成30年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０号
鳥取県米子市夜見町3066番地39
債務者　木下　　宏
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成３０年（フ）第１０１号
宮崎市神宮西１丁目144番地　坂本アパート105号
債務者　鎌田　俊秋
1　決定年月日時　平成30年５月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１２号
宮崎県串間市大字奈留4057番地
債務者　田野真由美
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで　宮崎地方裁判所日南支部

平成３０年（フ）第４７号
北海道苫小牧市字糸井81番地の２　グループハウスかれんちゃん
債務者　中澤　榮喜
1　決定年月日時　平成30年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第５０号
北海道苫小牧市字樽前234番地の４　道央佐藤病院
債務者　齊藤　　守
1　決定年月日時　平成30年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第４４号
（旧住所）福井市文京７丁目15番20号　セジュールアムス６　205号
債務者　山本玉子こと　髙　　玉子
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４５号
福井県坂井市春江町中筋第19号５番地11
債務者　**廣**部美由紀
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第５４号
福井市荒木新保町第30号18番地１　荒川艶子方
債務者　岩倉　良枝
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで　福井地方裁判所民事部破産係